

個人番号カードを引き渡すことができる領事官等に関する省令(案)及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の二第五項、第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者及び第六十二条に規定する総務省令・外務省令で定める者を定める省令(案)に対する意見募集に対する意見募集の結果

No.	意見提出者(順不同)	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への修正の有無
1	匿名	刑法は原則として、「日本国内において罪を犯したすべての者に適用する」(刑法第1条)とされている。また、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第78条の2にも第73条及び第74条の規定のみ、「日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する」とされている。 そうすると、日本国外にいる「その他総務省令・外務省令で定める者」は住民基本台帳法の罰則が適用できず、その事務に関して知り得た「個人番号カード用署名用電子証明書」又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に係る「電子計算機処理等に関する秘密」を漏らした場合のみ第78条の2の罰則が適用されうる。公務員の場合は刑法第4条(公務員の国外犯)をはじめ、各種特別刑法の罰則が適用されるが、民間人の場合は個人情報を漏洩しても、処罰されない。 さらに、省令案は公益財団法人日本台湾交流協会の職員に限定されている。公益財団法人日本台湾交流協会の役員は海外事務所において本法を違反して漏洩しても罰則が適用されない。したがって、公益財団法人日本台湾交流協会は外務省の機関ではなく、民間団体であるため、公務員ではない民間人に事務を委任すべきではない。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号)により、国外犯処罰に係る規定が整備されております。具体的には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第五十二条において、領事官(公益財団法人日本交流協会の職員を含む。以下同じ。)が、職権を利用して特定個人情報を収集した場合、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されることとなっております。ほか、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(以下「公的個人認証法」という。)第四十六条により、領事官に対する認証業務に関する情報の適正な使用に関する義務が、第四十八条により秘密保持義務が、第四十九条により受託者等の義務が課されており、特に、電子証明書の発行等に関する「秘密」に係る第四十八条の秘密保持義務に違反した場合には、当該領事官にも、二年以上の懲役又は百万円以下の罰金に処されることとされています(第七十八条の二)。 また、国外転出者向け個人番号カード及び電子証明書の交付業務においては、そもそも個人番号を収集しないこととしています。 なお、日本台湾交流協会は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき内閣総理大臣により認定を受けた公益財団法人であり、行政庁は同法に基づき同協会の監督等を行うとともに、適切な遂行のために同協会に対して必要な措置がとれると承知しています。	無

No.	意見提出者(順不同)	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への修正の有無
2	匿名	【コメント要旨】 公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所の職員又は公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所の職員は民間人であり、また、日本国籍を有しない職員が在籍しているため、機微な個人情報の取り扱いを委託すべきでない。仮に「日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する」としても、実効性が担保されていない。 個人番号カードを引き渡す業務または電子証明書の発行の申請を受ける業務は「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め(1972年12月26日発効)」第3条に列举された各項の活動に含まれていない。公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所及び高雄事務所は民間機関であり、外交関係に関するウィーン条約により保護される公館の不可侵特権を有しない。当局による強制捜査を阻止することができず、個人情報が強制的に取り上げられる可能性がある。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号)により、国外犯処罰に係る規定が整備されております。具体的には、番号利用法第五十二条において、領事官(公益財団法人日本交流協会の職員を含む。以下同じ。)が、職権を利用して特定個人情報を収集した場合、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されることとなっております。ほか、公的個人認証法第四十六条により、領事官に対する認証業務に関する情報の適正な使用に関する義務が、第四十八条により秘密保持義務が、第四十九条により受託者等の義務が課されており、特に、電子証明書の発行等に関する「秘密」に係る第四十八条の秘密保持義務に違反した場合には、当該領事官にも、二年以上の懲役又は百万円以下の罰金に処されることとされています(第七十八条の二)。 また、国外転出者向け個人番号カード及び電子証明書の交付業務においては、そもそも個人番号を収集しないこととしています。 なお、日本台湾交流協会は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき内閣総理大臣により認定を受けた公益財団法人であり、行政庁は同法に基づき同協会の監督等を行うとともに、適切な遂行のために同協会に対して必要な措置がとれると承知しています。	無